**日本デイジーコンソーシアム技術委員会規定**

2020年1月 21日制定

**（目的）**

第１条　この規定は、日本デイジーコンソーシアム（以下「JDC」という。）に設置されるJDC技術委員会（以下、「技術委員会」という）について定める。

２　DAISYおよびEPUB等の国際規格の仕様に係る提案をするにあたり、日本における当該国際規格の利用者からの要望を合理性やアクセシビリティの観点等を踏まえて十分に議論し、有効な提案とするため、JDC技術委員会を置く。

３　また、DAISY、EPUB等に関するオーサリングシステム、製作ツール、バリデータ、プレイヤー、配信システム等についての技術動向の情報共有の場とする。

**（組織）**

第２条　技術委員会を構成する委員は、以下の者とする。

　　　（1）JDC会員団体が団体の代表として指名した者

　　　（2）運営委員会が委嘱する専門家及び個人会員本人

２　技術委員会には委員長、副委員長、書記を置く

**（委員の任命）**

第３条　技術委員会の委員長、副委員長、書記は、JDC運営委員会の決議を経て、JDC運営委員長が任命する。各委員の任期は１年とする。

**（委員長、副委員長及び書記）**

第４条　委員長は、技術委員会を主宰・代表し、国際規格の仕様に関する提案に関してその妥当性の確認を行うとともに、議論が適正に実施されるための必要な措置を講ずるものとする。

２　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があったときは、その職務を代行する。

３　書記は、提案文書案を作成する。

**（議論及び提案文書案作成）**

第５条　提案文書案についての議論は、電子メールの交換を基本とし、適宜オンライン、もしくはオフラインでの技術委員会議を開催する。

２　技術委員会議は４名以上の委員の出席で成立する。

３　提案文書案作成には、出席委員全員の合意が得られるよう努力しなければならない。

（技術情報の共有）

第６条 技術委員会のメーリングリストを設置し、技術動向に関する情報共有を行う。

２ 技術委員会は適宜、オンラインもしくはオフラインの勉強会を開催し、技術動向に関する情報共有を行う。

**（報告の義務）**

第７条　委員長は、提案文書案作成後遅滞なく、運営委員長に報告しなければならない。

**（提案文書の議決）**

第８条　運営委委員長は、提案文書案の報告受理後、遅滞なく運営委員会を招集し、提案文書を議決する。

**（提案手順）**

第９条　提案文書は、デイジーコンソーシアムあるいはW3C等を通じて、国際規格に反映できるように働きかけを行う。

**(規定の変更)**

第１０条　この規定の変更は、運営委員会の議決を経て行う。

**附則** この規程は、成立と同時に施行する。